

訪問介護 重要事項説明書

様

〈 令和 7 年 7 月 1 日現在 〉

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話： 03-5431-3525（午前9時～午後6時まで）

担当：管理者 橋倉 恵子 * ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 三宿訪問介護事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	三宿訪問介護事業所
所在地	東京都世田谷区三宿 1-8-10 山元ビル 2 階
介護保険指定番号	訪問介護 1371206259
※サービスを提供する地域	世田谷区、目黒区

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	業務内容	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士	事務所の管理運営全般	1 名		1 名
サービス提供責任者	介護福祉士		2 名（内 1 名兼務）		2 名
事務職員			3 名（兼務）		3 名
従事者	介護福祉士		4 名	4 名	8 名
	1 級取得者				
	2 級取得者		1 名	3 名	4 名

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～ 18:00	早 朝 6:00～8:00	夜 間 18:00～ 22:00	深 夜 22:00～ 6:00	備 考
平 日	○	○	○		
土・ 祭日	○	○	○		

★ 時間帯により、料金が異なります。早朝、夜間、はご相談下さい。

- (4) 休業日： 事務所は年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）がお休みとなります。
電話につきましては、転送になります。

3. サービス内容

(1) 身体介護

- ・ 食事介助：食事摂取の直接的介助、声かけ、見守り
- ・ 入浴介助：入浴のための衣類の着脱・浴槽の出入りの介助・洗髪・洗身の介助・見守り
- ・ 排泄介助：トイレ・ポータブルトイレ誘導・衣類着脱・後始末・オムツ交換
- ・ 清拭介助：全身清拭・部分清拭（手浴・足浴等）
- ・ 体位変換：定時・随時に安楽な姿勢を保つ
- ・ 外出介助：通院や通所、買い物に同行する介護等

(2) 生活援助

- ・ 買 物：日常の生活地域内における買い物
- ・ 調 理：調理
- ・ 掃 除：利用者の日常的に使用する範囲
- ・ 洗 濯：自宅での洗濯・コインランドリー使用可等

(3) その他のサービス

- ・ 介護相談：介護に関する内容についてなんでも相談を受け付けております。

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則として以下の料金表の通りとなります。負担割合によって、金額が異なります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

		20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満
身体介護	1 割	186 円	278 円	441 円	646 円
	2 割	372 円	556 円	882 円	1293 円
	3 割	557 円	834 円	1324 円	1939 円
生活援助		20 分～45 分未満			45 分以上
	1 割	204 円			251 円
	2 割	408 円			502 円
	3 割	612 円			752 円
身体介護に引き続き生活援助を行う場合		20 分以上	45 分以上	70 分以上	
	1 割	76 円	153 円	229 円	
	2 割	152 円	306 円	458 円	
	3 割	228 円	459 円	687 円	

※料金表＝昼間の基本料金

※その他の加算

初回加算	初回のみ	200 単位	1 割・228 円/2 割・456 円/3 割 687 円
緊急時訪問介護加算	1 回につき(身体介護について加算)	100 単位	1 割・114 円/2 割・228 円/3 割 342 円
事業所特定加算Ⅱ	(基本単位＋各種加算)×10%×地域加算 11.40(小数点以下切捨て)×0.1 または 0.2 または 0.3		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 令和 6 年 5 月まで	(基本単位＋各種加算)×13.7%×地域加算 11.40(小数点以下切捨て)×0.1 または 0.2 または 0.3		
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ) 令和 6 年 5 月まで	(基本単位＋各種加算)×4.2%×地域加算 11.40(小数点以下切捨て)×0.1 または 0.2 または 0.3		
介護職員等ベースアップ等支援加算 令和 6 年 5 月まで	(基本単位＋各種加算)×2.4%×地域加算 11.40(小数点以下切捨て)×0.1 または 0.2 または 0.3		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 令和 6 年 6 月より算定変更	(基本単位＋各種加算)×24.5%×地域加算 11.40(小数点以下切捨て)×0.1 または 0.2 または 0.3		

* 基本料金に対して、早朝(午前 6 時～午前 8 時)・夜間(午後 6 時～午後 10 時)は

25%増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は、50%増しとなります。

- * 上表の基本設定の基本になる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- * やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て、2 人で訪問した場合は、2 人分の料金となります。
- * 通院等の介護に関わる交通費については、実費を請求させていただきます。

（１）交通費

基本的には自転車等で移動しますので、交通費はかかりませんが、遠方であったり、自転車等での移動が難しい場合は、公共交通機関を利用するため、交通費の実費が必要です。

（２）キャンセル料

利用者のご都合でサービスをキャンセルされる場合には、体調の急変と入院を除き、下記に定められた料金をお支払い頂きます。

- ① 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先電話： 03-5431-3525

- ② 利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前日までに連絡してください。当日のキャンセルは、一定のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください（ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です）。

- ③ キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 間	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前日まで	無 料	
サービス利用日の当日	¥2, 100	

（３）その他

- ① 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、利用者のご負担となります。

② 料金のお支払い方法

お支払い方法は、毎月 22 日引き落としとなっております。毎月 15 日までに前月分の請求書を送付いたしますので、21 日までにご入金下さい。なお、引き落としの都合の悪い方は予めご相談下さい。

（５）その他の料金

利用者の請求に対し、記録のコピー費などは実費でのご負担をお願いする場合があります。

5. サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

訪問し、事業説明した上で、契約します。訪問介護計画に基づきサービスを開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者がサービス利用料金の支払を30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

6. 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

<基本理念>

- ① すべての高齢者が人間らしく尊重され、人生の完成期である高齢期を輝いて生きたいという願いを実現するために、「寝たきりにならない、しない」「元気な高齢者がもっと元気に」をテーマに、利用者本位の訪問介護サービス業務を実施します。
- ② 要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護サービス事業を提供し、自立支援を目指します。

<サービスの向上のために>

月1回の研修の実施を基本とし、訪問介護員の資質の向上に務めます。

(2) サービス提供に関する事項

担当の訪問介護員が急病または事故発生等、その他都合により訪問できない場合は、速やかに代替りの訪問介護員の派遣に務めます。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡を致します。（別紙 緊急時連絡先に記入）

8. サービス内容に関する苦情

（１）当事業所お客様相談・苦情担当

管理者：橋倉 恵子・サービス提供責任者：奥山 恵美子

電話： ０３－５４３１－３５２５

受付時間： 月～金 ９：００～１８：００

（２）その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

世田谷区	世田谷区総合支所 保健福祉課 地域支援担当	電話番号：03-5432-2850 FAX：03-5432-3049 受付時間：午前9時～午後5時
	北沢総合支所 保健福祉課 地域支援担当	電話番号：03-3323-9907 FAX：03-3323-9925 受付時間：午前9時～午後5時
	玉川総合支所 保健福祉課 地域支援担当	電話番号：03-3702-1894 FAX：03-5707-2661 受付時間：午前9時～午後5時
	砧総合支所 保健福祉課 地域支援担当	電話番号：03-3282-8193 FAX：03-3482-1796 受付時間：午前9時～午後5時
	烏山総合支所 保健福祉課 地域支援担当	電話番号：03-3326-6136 FAX：03-3326-6154 受付時間：午前9時～午後5時
目黒区介護保険課介護保険管理係		電話番号：03-5722-9574 受付時間：午前9時～午後5時
東京都 国民健康保険団体連合会		所在地：東京都千代田区飯田橋3-5-1 電話番号：03-6238-0177（苦情相談直通） FAX：03-6238-0022 受付時間：午前9時～午後5時

9. 情報の公開

- ① 申し出により、利用者に対しサービス提供記録を開示します。
- ② 申し出により、事業計画及び財務内容を閲覧できます。

10. 当組織の概要

名 称 ・ 法 人 種 別 : 社会福祉法人 こうれいきょう
: 理事長 近藤 みつる
本部所在地 : 東京都世田谷区三宿 1－8－10 山元ビル
電話番号 : 03－5433－2511
: 訪問介護事業所 1 カ所 通所介護 1 カ所
: 認知症対応型通所介護 1 カ所 居宅支援 1 カ所
: 地域包括支援センター 2 ケ所
: 小規模多機能型居宅介護 1 ケ所